

○嶋崎委員長 陳情審査ですけれども、先般、神田警察通りの沿道整備推進協議会も先週の金曜日に開催をされたということもございますので、情報提供をまず頂いて、それで陳情審査と、こういう形で関連してやらせていただきたいと思いますけど、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、まず先般行われました沿道整備推進協議会のご報告を頂きたいと思います。

○佐藤地域まちづくり課長 それでは、環境まちづくり部資料4、第19回神田警察通り沿道整備推進協議会についてご説明、ご報告させていただきます。

1、開催日時、場所。先週金曜日に、この場所で開催させていただきました。

2、出席者でございます。協議会の委員だけではなく、神田警察通りの街路樹を守る会の方6名にご出席を頂いているところでございます。

次に3、資料です。第19回神田警察通り沿道整備推進協議会の資料を参考資料1として添付させていただきました。それと、当日資料のご提供を頂きました。神田警察通りの街路樹を守る会様からの資料ということで、参考資料2として添付させていただいております。

4、議事でございます。（1）第18回、前回協議会、書面開催で行いました。令和3年5月28日付で書面開催を行いまして、それに関係いたしまして、ご意見のまとめについて、資料のほうを配付させていただきました。

（2）神田警察通り沿道のまちづくりについて。これまでこの協議会やその前の検討委員会でのまちのにぎわい創出や活性化に向けたまちづくりの取組と、これらを踏まえた道路整備の考え方について、資料を基に、振り返りを行いました。

（3）神田警察通りの道路整備について。神田警察通りの街路樹を守る会の方々、それと協議会の委員の方々からご意見を相互に伺いました。頂いたご意見は下に書いてあるとおりでございますが、読み上げさせていただきます。

神田警察通りの街路樹を守る会様からの主な意見でございます。

昨年10月末に伐採計画を初めて知り、12月5日と1月8日の2回、区に説明会をしてもらった。

I期区間で街路樹を残せたのだから、II期区間でも残せるのではないか。道路整備は進めてもらって構わない。

I期区間の整備は、イチョウを残しながら道路を整備した画期的な方法。

II期区間の32本のイチョウはすべて健全。不健康を示す「C判定」はなく、老木でもない。

適切な管理をしていれば倒木の危険性はない。

落ち葉など、街路樹の管理に対して、区のアダプト制度を活用して協力していきたい。

II期区間で想定している植樹帯の幅員は1.5mとのことだが、現状は1mもなかった。イチョウの木を残しても植樹帯を狭めればいいのではないか。

植樹帯は駐車帯のことを考えて幅1.5mとしていると思うが、駐車帯は通常2.0m必要なのではないか。

I期区間は駐車帯も植樹帯もない。植樹帯が本当に必要なのか疑問。それとの整合を区はどう捉えるのか。

技術と知恵を絞れば、イチョウの木を残して整備も実現可能ではないか。

次ページ、2ページ目でございます。

長い期間、協議会を実施してきたことは認識しているが、誰が集めて、誰に任命責任があるのか。協議内容を地域住民にどう示してきたのかわからない。

他の町会員や住民の意見を聴く場があるべき。

一番の願いは明大通りのように意見交換ができる拡大協議会の設置をすること。

区が実施したアンケートの回答率が14.3%であり、住民の声としては不十分である。

つなぐまち神田として未来のまちづくりを考えると、全ての街路樹の伐採を前提に物事を考える価値観が理解できない。「環境モデル都市・千代田」として適切なのか。

道路の整備は進めてほしいが、話を聞いた事実だけ作って伐採を進めることのないようにしてほしい。

イチョウの木は歴史があり、生活も見守ってきたもの。伐採は地域への影響が大きい。

話し合いが完了するまで、工事を実施しないでほしい。

こちらが守る会の方々からのご意見でございます。

次に、協議会委員からの主な意見でございます。

協議会では当初、自転車道をどのように改善するか議論していたが、その後、地域の活性化のために道路をどのように整備するのかを議論してきた。

町会員がそれほど多くないなか、12年間も情報が共有されていないという主張は疑問に感じる。

この場では街路樹に特化した話を行っているが、協議会ではその議論だけに時間をかけてきたわけではない。

個人的には、イチョウは邪魔と感じている。落ち葉で排水溝が詰まるし、人も車も滑って危険。景観も大切だが、住んでいる人・働いている人の環境の方が大切である。

I期工事の整備は、正直失敗である。すれ違うこともできない状況である。

美土代町交差点から先の区間は、傘をさしてすれえないほどひどい状況である。今の位置に街路樹を残し伐採に反対して、道路整備に賛成というのは矛盾した論理である。

I期工事の住民は、イチョウを伐採してほしい意向と聞いている。I期工区で植栽帯がないのは、イチョウを残したからである。

I期工事のイチョウは戦前からありシンボリックだが、それ以外の街路樹は樹種・規模が統一されていない。大きく成長し過ぎて、沿道の人には困っている。道路の整備内容の議論は、各論ではなく総論で行うべき。

1.4kmの神田警察通りをシンボリックな道路に再整備し、歩道と自転車道を区分けして車イスもすれ違えるようにしようと、12年前から議論を重ねてきている。街路樹を桜とする話も、その頃から議論してきたこと。

陽光桜は、樹高10mを超えない小ぶりな樹木であり、暑さ寒さ・害虫に強く、景観も優れており、その作られてきた経緯から、戦争を忘れてはいけない意味がある平和のシンボルでもある。

桜の空白地帯である神田公園地域に桜を植えて、桜マップなどに記載して神田のプロモーションにつながる。

協議会からは以上のような主な意見がございました。

3ページ目をご覧ください。5、協議会のまとめでございます。

神田警察通りの街路樹を守る会の論点は以下の通りまとめられ、守る会からは改めて意見を文書で提出する旨のご発言がございました。

アンケートの方法や情報共有の方法といった、手続きに関しての問題がある。イチョウを残すことと道路整備とは両立できる。拡大協議会を開催してほしい。

これらを踏まえまして、区はいただいた意見に対して明確な説明ができるよう、資料を整えること。再度協議会を開催し、意見を伺っていく。区は本日の議論の整理と、その公開を速やかに行うこと。協議会は議論の結果を区に返し、最終判断は区が行い事業を実施していくものである、ということが協議会のまとめとしてまとめられました。

6、今後について。頂いたご意見について資料を作成し、次回協議会を概ね1か月後に開催する。当協議会を基本として、プラスアルファで意見をいただける人について、「協議会の委員」及び「神田警察通りの街路樹を守る会」の双方と調整する。第19回協議会の議論については適切な方法で公開し、引き続き幅広い情報提供の方法について検討の深度化を図る。Ⅱ期整備については、本日意見を伺ったことをもって、明日から工事着手するようなことはしない、ということでございます。

先週金曜日に開催いたしました神田警察通り沿道整備推進協議会の概要についてのご説明は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。今、協議会の情報提供というか、当日の流れを含めて、執行機関のほうからご報告を頂きました。これも踏まえた形でこの陳情審査になると思うんですけども、何かご意見があればどうぞ。

どうぞ、木村委員。

○木村委員 どうもお疲れさまでした。

今ご説明いただいた資料4の3ページで、協議会のまとめ。三つ目の四角のところ、
「再度協議会を開催し、意見を伺っていく」と。で、これはまた守る会の皆さんも含めた形での協議会でもう一度議論するということなんでしょうか。

○佐藤地域まちづくり課長 協議会のまとめの部分でもございましたけれども、協議会を開催して守る会の方々にご参加いただいて意見交換を行っていくといったところと、やはりもう少し広くご意見を伺うというようなところもございましたので、どういった方々にお声かけするのかといった部分もありますけれども、もう少しいろいろな方々に入ってきてというふうを考えているところでございます。また、出来上がった後の維持管理、アダプトのお話もございましたので、やはり一時的には、沿道の方々、住まわれている方、仕事をしている方、いろいろな方がいらっしゃいますので、直接沿道に面した方から直接ご意見を伺うほうがいいのかなといったところを、今、ちょっと思案しているところでございますが、協議会と守る会の方々、それ以外の方も入れて意見交換を行いたいなど、ご意見を伺いたいなというふうに思っております。

○嶋崎委員長 今後についての二つ目の四角に、今のところは記載されていますよね。

木村委員。

○木村委員 今の委員長が言われた、今後についての二つ目の四角なんだけれども、これとの関連で、要するにこれは再度協議会を開催して意見を伺っていくということと、その次回協議会をおおむね1か月後に開催するとあるわけじゃないですか。で、この5番目の

協議会のまとめのちょうど真ん中の再度協議会を開催し、意見を伺っていくというのは、これは1か月のことを言っているのか、それとも――で、今後についての二つ目の四角では、「当協議会を基本として、プラスアルファで」云々と。これは1か月後の開催までに何回かそういった形での議論を積み重ねて、それも踏まえて1か月後に持ち寄るのか。ちょっとその辺の今後の運営について、ちょっと伺いたかったものですから。

○佐藤地域まちづくり課長 この協議会の中のまとめとしますと、協議会を再度開催するというのがこの1か月後というところでございます。ただ、全体として平場だけ――平場という言い方はよくないですね。協議会だけでご意見という部分でもなかなか難しいことがあるかと思えますので、もしも可能であれば、区のほうで守る会さんのほうともいろいろお話を積み重ねていきたいなというふうに思っております。ですから、オフィシャルな協議会としての会は1か月後で、その場で意見交換、ご意見を伺うというところを考えているところでございます。

○木村委員 その協議会と守る会の皆さんの話合いというのがより有意義なものになるために、先ほど課長がご説明いただいた、沿道の方たちの声をいま一度聞いてみようかと。で、これは前回のアンケートのような手法も含めて、沿道の人たちの声をいま一度聞こうということなんでしょうか。

○佐藤地域まちづくり課長 今、具体の部分は、ちょっとこれからという部分がございますけれども、まさにこの協議会の場にご参加いただいて、ちょっとどういう形でのお声かけがよろしいかという部分はございますが、この協議会の場にご参加いただいて、道づくり、あるいは街路樹、そういった部分でのお話を頂戴したいなというふうに思っております。

○木村委員 ざっと課長のご報告を伺った限りでは、やはり両者の間の意見というのは結構間隔があると。そこでどうやって歩み寄りを見せていくのか。やはり沿道整備、そのまちづくりというのは、同時にコミュニティを育むような、そういうものであるのがやはり本来の進め方だと思うんですよね。ですから、まず一つは、守る会の皆さんの意見の中で、話合いが完了するまで工事を実施しないでほしいと。もう、いつには工事を進めますよ、みたいな形でなると、これは話合いそのものが、まず結論を急がなくちゃいけないということはどうしても十分な話合いという点で、後でしこりが残るとということ、不十分さが残らざるを得ないので、その辺は契約も済んでいるので、行政の立場としてはいろいろあるんだろうけれども、やはり話合いをきちんと後悔のない形で持たれるように行政としても担保してほしいと、これが一つと。

それから、やはり両者が歩み寄る上で、沿道住民の人たちがどのように考えていらっしゃるのかを、これをきちんとつかむというのは、これは非常に大事だと思うんですよ。で、それによって沿道の人たちの思いを真ん中に置くことで、より両者の話合いというのが濃厚なものになっていくんじゃないかと思うんです。この2点はぜひ、今後進める上で行政には留意していただきたいと思うんです。いかがでしょうか。

○佐藤地域まちづくり課長 どこの段階で全部の話合いがまとまるかというのは、それぞれの立場、ニュアンスでなかなか難しいところがあるかと思っております。ただ、一方で工事のほう、ご議決いただいて着手しているという部分で、既に今ちょっと工事のほうでちょっと動いていないという中で、やっぱり工期の問題とかもあります。ただ、まちづ

くりの立場としますと、やはり様々な方と話し合っていくということが非常に大切な部分があります。とはいいいながらも、明確にいつまでというところもなかなか難しいところがありますので、先ほども申し上げましたように、やはり守る会の方、またそれ以外の沿道の方々から丁寧にお話を聞きながら、歩み寄り、ゼロ、100というのはなかなか難しいところがございますので、歩み寄りをしていくということが非常に大切なところではないかなというふうに思っております。

○嶋崎委員長 桜井委員。

○桜井委員 木村さん、いいですか。

○嶋崎委員長 いいですか。はい、どうぞ。

○桜井委員 今の木村委員のご質問を聞いていて、木村委員も承知をいただいているなというところでは、私も賛同するところもありました。また、理事者の答弁を聞いて、今後もやっていく。このⅡ期工事の後、Ⅲ期工事、Ⅳ期工事、まだ続きますからね。これからどのような形でやっていくのかというのは、やっぱり区の姿勢になってくるから。やっぱりしっかりとそこら辺のところは住民の意見を聞くということをやったり大切にしていかなければいけないというところについては、この間の守る会さんと協議会さんの意見を聞いても、やはり双方に意見はあるけども、あるけども、やっぱり執行機関のスタンスとしてやっぱりそれは必要だということでは分かったんではないかというふうに思います。

で、その中で、この案件については、先ほど木村委員も触れてお分かりいただいていたけども、昨年9月の21日に、議案の44号という形で、この企画総務委員会の中で審議をされて、賛成多数ですけども議決をされました。可決をされた。それに伴って、それを受けて、執行機関としては、契約関係ですとか、様々な準備に入っていたわけですね。で、今回の先日の金曜日でしたっけ、やり取りだとか、いろいろと聞いていて、しっかりと先ほどお話ししたように、その話も聞いていこうというところについては全くそのとおりだと思うんですけども、やはり議決を経て、それでステップを一つずつ踏みながらこの神田警察の沿道の整備については、やってきているというふうに私はもう理解しているし。議会として、区民代表としてそのところはしっかりやってきているというところについては、やはり執行機関もきちっとそのところはわかまえていただいているかと思えますけども。その上で、今後区民の声をしっかりと聞いて、議決をしたときも、委員長もその後に意見として言われた、木村委員も言われていらっしゃるんですけども、意見を聞いてというようなところ、全くそのとおりだと思いますけども。しっかりとそういうステップを、議会として議決を経ながら、ステップをしながらこれを進めてきているんだというところについては、しっかりとやはりぶれないで、そのところは区としての整理が何なのかというところは、しっかりと押さえていただかなきゃ困る。そのところについてはどのようにお考えなのかお聞かせください。

○印出井環境まちづくり部長 今、桜井委員からのご指摘でございます。今ご指摘いただきましたように、予算の段階、それから契約の段階、議会にご審議を頂きました。並行して陳情審査も頂いたところでございます。当然その議論の中では、様々な反対の意見等もある中でご議決を頂いたと。その中には、陳情の申入れにもありましたけれども、やはり沿道住民に対して丁寧に対応するというような申入れを受けたところでございますが、今般、昨年末にこういう形で要望書並びに今般の陳情という中で、そういったところの部分

が、我々としても不足しているという状況であったのかなというところを認識しています。それも含めて、区長のほうから、もう一段沿道整備推進協議会に守る会の皆さんの意見を伺う機会を設けて、その両者の意見を踏まえながら、適切に区として対応していくというような形での指示を頂いたところでございます。我々としてはご議決いただいたことも踏まえながら、関係の沿道住民、それからこの1.4キロを通じた道路整備とまちづくりという観点から、しっかりと適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○桜井委員 全くそのとおりで、その話をお伺いして安心しましたけども、しっかりやっていただきたい。

それと、この陳情、これと同じ同趣旨の陳情が、当時のはやお委員長、そして私も委員長を一時やりました。それで嶋崎委員長のときにもるる陳情として上がってきている中で、共通しているのは、うちのところには連絡がない。連絡がない、と。全く連絡がなくて分からないとか、意見が反映されていないというようなことがずっと共通して出てきている、この話は。で、その中で、担当課長からの答弁で、いや、実はこういう形でやっているんです、ああいう形でやっているんですというようなご答弁を頂いてきました。頂いてきて、その都度その都度、その答弁を頂きながら陳情審査をしたり議案審査をしたりしてきたわけですけども、先ほど課長のほうから、今後どういう形でやっていくのかについても、区としてまた新たに今考えているところなんだというようなご意見もございました。この整備についてはいろいろと賛成の方もいれば反対の方もいらっしゃる。まあ、これはしょうがない。しょうがない。ただ、意見を聞くということについては、やはりこれはしっかりとやっぱり今後もやっていかなければいけないことなんでしょう。Ⅲ期、Ⅳ期も続けてやっていく上においては、やっぱり地域の声を。先日、二つのグループの方からのご意見をお伺いしていて、私も聞いていて、この会をやってよかったなというふうに実は思いましたけども。今後についても、やはり区として区民の声を聞いていくんだという形の中で、この整備について、このまちをつくっていくんだと、つなげていくんだというようなご説明があったかと思えますけども。そこら辺のところは、やはりきちっと、やはり区の言葉で、先ほど部長からもちょっとありましたけども、もう一度答えていただけますか。

○印出井環境まちづくり部長 今のご指摘でございます。先ほど地域まちづくり課長、会議の事務局としての地域まちづくり課長からも報告申し上げましたけれども、先般の協議会の中のまとめとして、一つは、我々この道路整備に当たって、様々な手続、プロセスで分かりにくいところとか、不十分であったところとか、そういったことがあったんだろうと。それについてはこれまでも陳情審査の中でご説明、ご報告をしてきたところですけども、その辺をもう一段分かりやすく守る会の皆様と共有をしていくというような作業を通じて、前回の1月28日の協議会だけではなく、もう一回1か月後を目途に開いて。で、さらにその中では守る会の皆さん以外の中で同様のご意見をお持ちの方についても意見をお伺いする機会を設けると。一方で、協議会以外の方の意見も募るという形で、もう一回ステージを設けて。そして区としては先ほどご答弁申し上げたとおり、その後適切な対応ができるようにしっかり判断をしていくというようなことで臨んでまいりたいと思っております。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

副委員長。

○大串副委員長 基本的な今後の方向性としては、住民合意をもって工事に着工すると。合意ができない間は工事に着工できないというふうに私は理解しているんですけど。そういうふうに今答弁があったと思うんですけど、どうなんですか、違うんですか。

○印出井環境まちづくり部長 住民相互、前回28日の協議会の皆さん並びに守る会の皆さんの合意ができて、そういう形で進められるということが望ましいところではあるのかなというふうに思うところでございます。

ただ一方で、やはりゼロか100かの中で議論が終始するような状況であるとすれば、そここのところはなかなか、見通しとしては難しい部分もでございます。そういった場合については、しっかり話をお伺いする。さらにその経過の情報も共有するという手順を踏みながら、一定の段階でやはり適切な対応をすることについての判断をしなければならぬだろうというふうに思っています。しかしながら、先ほど桜井委員からありましたように、それまでの間については、丁寧に耳を傾けていく姿勢で、今後も臨んでいきたいというふうに思っています。

○大串副委員長 よく分からないんだけど、議決をした案件だからという話もありました。私はその議決する際に賛成票を投じたけど、そのとき討論の中で、工事を進めることについては賛成だけど、イチョウを残しながら整備してもらいたいということを申し上げました。今回の陳情も、工事そのものには反対ではない。道路整備には反対ではない。けどもイチョウを残しながらやってくれと、こういう陳情です。それをどのように、では行っていくのかは知恵出しですよ。専門家の方も交えて、どうすれば道路整備、自転車道も含めた道路整備ができるのか。ここはもう、役所、それから学識経験者の方交えて知恵出しをして、今のところ何か幅員幅が何十センチか足りないから全部切ってしまうんだと。あまりにも筋が通らない説明をしている。僕は、その辺はしっかり合理性のある議論をして、みんなが協議会の中で合意できる、で、この、今説明してくれたまとめの中には、協議会をさらに拡大していきましょうと。今ある協議会のメンバーの方だけではなくて、沿道の関係する方、守る会の方、多く入っていただいて、そこで合意形成を図っていきましょうと。工事全体は進めるけれども、イチョウを残しながらの整備を何とかできないか。それを、その拡大協議会という中で合意していく。それが僕は千代田区だったらできると思います。明大通りだって、それでしっかり成功した。明大通りでもやはり議案は通した。けど工事を進める過程においては、あのよう協議会を拡大して、ああいう整備ができた。今回のⅡ期工事においても同じようなことが私はできると思います。最後にこの点だけお伺いしたい。

○印出井環境まちづくり部長 大串副委員長のほうから、明大通りとの比較も含めてご指摘を頂きました。この神田警察通り沿道整備推進協議会における議論は、やはり神田警察通り沿道地域のまちづくりと道路整備、一体的に検討、議論が重ねられてきたところでございます。そういうこともあって、事務局は地域まちづくり課のほうが事務局になっているところでございます。

そのような中で、やはりこの1.4キロメートルを一気通貫するシンボルロードとしての整備、それから既存の道路環境の課題、幅員の問題、落葉広葉樹に対する課題、様々な議論を踏まえた上で、一定程度整備の方向性がまとまってきたところでございます。しか

しながら、個々の街区街区、工事で言うところの工期の中で、沿道の方々から、今般のような形で異なったご意見があると、そういった状況になってきたところでございます。ですので、イチョウを残すこと、それ自体に対する議論、沿道全体を通じて、それ自体に対する議論、それから今ご指摘がありましたように、幅員や適切な自転車走行空間の確保、様々な問題があると。街路樹を残す残さないというワニシューの課題だけではないと、そういう中での議論になってございますので、明大通りの状況とは少し異なるというふうに思っておりますが、先ほど来ご答弁申し上げましたとおり、もう一段守る会や街路樹についてのご意見をお持ちの方のご意見を伺う機会をつくりながら、その後、適切に対応していきたいというところでございます。

○嶋崎委員長 ほかに。

○小枝委員 傍聴もさせていただきました。で、木村委員、大串副委員長言われるとおりでと思うんですけども、前提のところのそごがあるんですね。目立っている。擦れ違いになっているんですね。で、街路樹を伐採するという計画についてどうなのかという住民の問いかけがあった。そこはもう、景観的にも環境的にも非常に道路工事においては大きな要素を占める部分だから、当然事前に意思疎通をしていなければいけなかった。そうすると、いや、知っているはずだ、知らないのが悪いみたいな、ちょっと議論がありましたよね。で、そのこのところは区のほうがとても立派な広報を出しているんだと。だから知らないはずがないんだというふうに、ご苦労された町会長さんはおっしゃっていて、で、どうなんだと。この間、岩田さんのほうからも説明会はやってくれとか、木村さんのほうからも拡大協議会でやってくれとか、そういうふうな提起があって、ガイドラインを変えるなら手順・手続を尽くしてくれと、そういう声もあって。

で、私が伺いたいのは、この今日配付された資料4の3ページのところで、今後について、「検討の深度化を行う」というふうに書いてありますね。で、本当は、これはもう、以前にやっておこなきゃいけないんだけど、そういうふうな後ろ向きなことを言っちゃいけないでしょうから、せめても、これ、初めてのことじゃない。もう私からすると四度目、五度目の繰り返しなんですよ、議決してからの大紛争というのは。ここのところは、しっかりと、どんな広報をしたんですかと。私はまともに見たもの、ないんです。この街路樹も含めてこういう絵になりますよというものを広報されたんなら、それは示していただきたい。それから、同じコンサルがやっている明大通りでは、模型も作って、みんなでこう、上から眺めながらこうだよと協議している。そういうふうなことをやる必要があるし、やる力も十分あるでしょうということですね。これは提案ですね。

それと、やはり専門家ですよ。しっかりと、一部の議論だけじゃなくてトータルにと言っているけれども、行政のほうは、なぜかその街路樹の話だけはしたがないというか、初めに伐採ありきみたいな立場で、オープンな議論を回避してきたと思うんですね。という点では、区自らがこれまで説明会というものをやってきたのかこなかったのか。1回でもやったことがあったのかなかったのか。そして、これから、それを反省するならば、やるべきではないかということですね。で、両論あるのは私も知ってはいます。けれども、これは私が繰り返し言ってきたことですけども、割合やはり女性たちは、お掃除も好きですし、樹木も好きですね。かつ、桜ロードはいいと思いますが、桜ゾーンはいろんな広場が、七五三太公園をはじめとしてできていますから、そういうところにやっぱりもっと

スポットとして加えていくというのは夢のある話だというふうに思うので、ぜひそれを検討していただきたい。

それから、今回、桜井委員のほうから、やってよかったねとおっしゃっていて、私もそう思ったんですけども、20代の、若い、次世代の声が出てきましたね。で、そういう方々に次世代からの提案を、やっぱり観光という視点からも、コミュニティという視点からも、もらったらどうかなというふうに思うんですね。両方で固まってしまって——私も含めてかもしれません。固まってしまったものはなかなか溶かせない。そうすると、地域対立にはいけないとこんなに皆さんおっしゃっていたのに、そう今なりかけているということについては、双方に、議会と行政と双方に大責任がやはり発生していると思うんですね。そのところを、もう今回私の中で五度目ですから、こうやって住民が置き去られて、議論が十分に行かずに固まってしまうことに関して。今、疑問と提案と両方言いましたけれども、提案のほうは受け止めていただきたい。それから質問のほうは、どう広報したのか、それから説明会をやったのか。まあ、その辺についてはちゃんと答えていただきたい。

以上ですが、いかがですか。

○嶋崎委員長 まず答えられるところから答えて。それで、広報は広報で、また答えてもらうようにするから。

どうぞ、部長。

○印出井環境まちづくり部長 まず、合意形成のプロセスの中で、これまで何度か陳情の審査の中でもご答弁申し上げておりますけれども、参画・協働並びに道路整備方針に基づいて、沿道の地域の関係者の方々に構成する沿道整備推進協議会のほうにお諮りをしながら進めてきたと。それから、さらにこれまで道路整備の中で実施したことがなかった沿道1.4キロにわたるアンケート調査。さらには、専門家のヒアリングというようなプロセスを通じた形で合意形成を図ってきたところでございます。結果として、先ほど来申し上げているとおり、そういったところに課題点や問題点はあった部分はあると思うんですけども、手続としては、必要な手続をしながら、合意形成を図ってきたというように認識しています。一方、広報については、この沿道整備について、特に明確に街路樹の機能更新を含めた形での、いわゆる紙媒体での広報ということについては、実施していないというふうに思います。一方で、ホームページ等で、工事、特にⅡ期工事の実施に当たっては掲載をしながら、で、さらには、ちょうどコロナ禍の中でなかなか説明会もできない状況もあったので、動画によって説明会に準ずるような情報の共有をしました。遅きに失したということはありませんけれども、そういったところで臨んできたところでございます。

それから、ご提案の部分でございましてけれども、やはり先ほどご答弁申し上げましたが、この神田警察通り沿道整備は、まちづくりと道路整備一体で検討してきたと。この地域全体の交流や活性化、それから沿道の道路状況、街路樹を含む道路状況の課題、そういったものを総合的にご議論いただく中で、さらに、当初は全域にわたって駐車帯を取ろうじゃないかと。さらに遡れば、3車線ではなくて2車線でというような、そういう広幅員の歩行者空間を取ろうじゃないかというようなところから始まったところが、現実の地域の実態を踏まえる中で2車線が3車線になり、さらには神田駅に向かって商業的な機能が深いエリアについては、駐車帯を減らすことはできても、全廃することはできなかったと。

そういう状況の変化の中で、ぎりぎりの中でまとめ上げてきたものでございますので、こういったものを基本にしながら、先ほど申し上げましたとおり、具体の工事に当たって、今回こういうご要望が出たということですので、もう一段丁寧に声を聞いて、今後の適切な対応に向けた判断材料としてまいりたいというふうに思います。（「関連」と呼ぶ者あり）

○小枝委員 ちょっと待って。すみません。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 とても、部長の答弁、ちょっと長いんだけど、中身がすごく分かりづらいんです。いろんな言い訳じゃなくて、広報はちゃんと、街路樹も含めたどういう絵になっていくのかということについての広報はしましたか、していませんか。それから、区の自らの説明会をしましたか、していませんか。それについて、ちょっと端的にそこだけ教えてください。

○印出井環境まちづくり部長 要は、説明会の趣旨が、工事説明会なのか、こういった整備を検討するということなのか、それについては、整備の方向性を検討するということで、区民の意見を聞くプロセスとしての沿道整備推進協議会において、そういった地域への議論、説明をしてきたということなんです。広報については、先ほど申し上げましたが、紙媒体の広報紙での情報発信はしてございません。しかしながら、工事に向けて、ホームページでの掲載、さらには動画の登載などを図ってきたところでございます。

○小枝委員 どうしても、というか、分かりづらいんですね。私は神保町に住んでいて、錦華公園の工事をするに当たっても、これは区議会でまちづくりニュースの広報がポストに入ると、自宅に帰ると、自宅のポストにもその広報がポストイングされているんですよ。で、こういう会議がありました。こんな人たちでやっています。今こんな絵になっています。ご意見ありますかというふうになっているんです。そこからしたら、あまりにも、こう、広報も絵に描いたような広報は一切していない。地域まちづくりの広報もしていない。区自らの説明会も1回もしていない。で、最近、ビデオを作ったのは一応アップしてありますみたいなことでやってきたんだというふうに強弁することが、かえってまた地域を悲しい思いにさせてしまうので。ほかのところではやってきたけれども、ここではやってこなかったということまでは率直にお認めになって、その部分の不十分なところはこれから十分に努力していきます、というふうに言ったところから始まるんじゃないかと。一方的に言うが悪いから、いや、議会も不十分だったよねと言ったわけですけど。部長のほうこそうやってかたくなにならずに。やっぱり、ほかではできて、東郷公園でもやってきた。明大通りでもやってきた。錦華公園でもやってきた。でも、ここの神田警察通りではできなかった。それによって町会長さんたちにも苦勞をかけた。そして知り得なかった住民たちが知らないほうが悪いとか言われてしまうということについて、いや、行政のほうもでき得ることをなかなか十分にここはできてこなかったんですよということを認めてというか、一定程度そこまで共有されれば、じゃあそこからどうしましょうかという話になると思うんですね。

部長、太っ腹なところでどうですか。

○印出井環境まちづくり部長 先ほどもご答弁申し上げましたとおり、結果としてこういう形で円滑な合意形成が図れていないということがございますので、広報については、そ

の手法も含めて、足らざるものがあったんだろうなというふうに思っています。

ただ、要は手順・手続、プロセスの問題としては合意形成に向けた必要な手続は踏んできたというふうに思っています。しかしながら、ここに至った段階で、先ほど来申し上げておりますけれども、こういう形で様々なご意見があるということでございますので、もう一段お話を聞く機会を設けて、それを踏まえて今後の判断としていきたいというところでございます。

○小枝委員 あと1点だけ。

大変新聞報道等で気になっておりますのは、ガイドラインのところなんですけれども。2013年につくったガイドラインというのが、もう議員さんの中でももうそれ以降に入ってきた方も多いわけですから、一体パブコメとかしてつくったものなのかとか、どんなふうにしてつくったのかとか。そして、それがどういう手続で本当にちゃんと適正な手続をもって変更がされているのかとか、一体どこがどう変わったのかとか、あるいはほかにもう変えようとしているのかとか。その辺がもう全然、原理原則が全く分からない状態になっているので、そこは一定程度整理して、誰が見ても分かるようにしてもらいたいというふうには私は思うんです。それは多分行政のほうも訳が分からなくなっていると思うんですね。この間見ていたら、協議会の会長さんも若い方にお代わりになっていて。つまり長い経緯を知っている人がほとんどいないという状態になっている中で長い積み重ねというんだけれども、長い積み重ねはガイドラインだから。ガイドラインは文化芸術、学術ゾーンは、今回のところはもう保存というような原則だったということからすると、非常にそこを整理しないとこんがらがるといふふうに思ったので、ぜひそこはお願いしたいと思います。

○佐藤地域まちづくり課長 そもそのまちづくりにおける構想ですとかガイドラインについての考え方を、まず、ちょっとお話しさせていただきたいと思います。

まちづくりを進めていく中では、やっぱり地域の方々、いろんなの方々、プレーヤーがいらっしゃいます。そういったいろいろな様々な価値観とか考え方をお持ちの方々や地域の課題解決ですとか、地域の持続的な繁栄につながるまちづくりの検討を行って、基本構想やガイドラインによってまちの将来像の共有を図っていくという形のものでございます。また、地域の方々のまちづくりに対する思いは様々ございまして、そのベクトルの大きさ、向きが様々異なってくると。そうしますと、やはり少なくとも同じ方向を向いてまちづくりを検討していただくために、総花的であったり理想的なという部分もあろうかと思いますが、そういったまとめとなる部分がございます。で、この構想とかガイドラインにつきましても、まちづくりの出発点でございまして、この構想やガイドラインをベースとして様々な検討協議がなされ、まちづくりが具現化してまいるところでございます。ですから、まちづくりのガイドラインの理念は共有されつつ、到達点が違った形になるということもございまして、この神田警察通りだけではなく、ほかの地域においても、構想、ガイドラインを改定するというのは行ってきていないというところがございます。で、改定する場合につきましても、エリアが拡大してくるとか、大きな、新たな全般的に関わるような事象が発生したときに改定したり、あるいは補足基準を出したり、もしくは方針をつくったりと、そういう形で今まで対応してきているというところがございます。ですから、なかなかガイドラインが、全てある意味理想的な将来像の中でそれが全て具現化できればい

いんですけれども、様々状況によって、なかなか変わってきているというところがございます。ガイドラインについてはそういうような形で、構想もそうですけれども、まちづくりとするとそうつくってきたと、そういうような活用を行ってきたというところがございます。

○小枝委員 答弁していない。私が聞いたのに、答弁していない。

○嶋崎委員長 しているじゃないか。

○小枝委員 だって……

○嶋崎委員長 かみ合っていないって、本人が。

○桜井委員 ガイドラインについてのことについては答えていたよ。

○嶋崎委員長 答えたよ。

○小枝委員 ガイドラインについて教えてくださいなんて聞いてないよ、私は。ちょっと。（発言する者あり）

○桜井委員 それは……

○嶋崎委員長 いやいや、それは……

○小枝委員 ちゃんと、ガイドライン……

○嶋崎委員長 もう一回言って。もう一回答弁して。

○佐藤地域まちづくり課長 今、ガイドラインについて、位置づけなりをご説明させていただきました。で、いつ直したのかという部分のお話がありました。そもそもこのまちづくりの協議会の中で、やはり道路整備をしていくに当たって、ガイドラインとの違いがあるといったところを、第17回の協議会の中で確認をさせていただいたというところがございます。大きなところで言いますと、街路樹の部分、それと駐車帯、ガイドラインの中では全て駐車帯をなくそうということがございましたので、それを残していくと。そういった部分を内容との違いについて確認をさせていただき、その後、その部分、ガイドラインを基に様々な誤解が発生してしまっただけではないというような観点から、その後、その部分2か所でございますが、修正させていただいたというところがございます。現在あります警察通りのガイドラインでございますけれども、そのほかの部分につきましても現状と合っていないという部分はございます。その部分、全体的な見直し、平成25年に策定した部分がございますので、やはり社会状況の変化によって、全体的な見直しも必要なのかなというふうには、ちょっと考えているところがございます。そこはまたこの警察通りで申しますと、協議会の方々とお話し合いをしながら、全体的な改定もちょっと視野に入れながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○嶋崎委員長 実際にはさ、警察通りの中で幾つか懸案が出て多少修正をしたということでしょう。ということは、その地域ごとにいろいろな課題が出て、それで時代の変化とともに、その部分は、もしここは変えたほうがいいよねというような、組織として提案があれば、それは執行機関としてもしっかりと考えてやっていくと、こういうことでいいんじゃないの。そういうことでしょう。

○佐藤地域まちづくり課長 委員長がおまとめいただいたとおりでございます。

○嶋崎委員長 はい。だそうです。

小枝委員。

○小枝委員 うん。私もガイドラインを変えちゃいけないなんて思っていないんですね。

ただ、公の場の……

○嶋崎委員長 そう質問しているからさ。

○小枝委員 パブリックな公文書、決裁をしっかりとしている公文書である以上は、そして区民のそのエリアの一定程度その時代の共通項であったとするならば、それをやっぱり変えていく・手順というものをしっかりと諮っていく必要があるでしょう。今回についてはその辺がちょっと分からないところが率直にありまして、ですから、そこの現実の手法とそれから変えた箇所を整理しておいてくださいよと。そういうふうにする中で、これまではすごい不十分だったわけです。これから新しいアフターコロナ、ウィズコロナの時代に向けての在り方ということを見直していくのであれば、それはそれでみんなで行っていくやり方というものをしっかりと提起してもらわなきゃいけないし。そこにはもっと、千代田区は環境モデル都市なんですし、ヒートアイランドを促進しないような脱炭素をやっていくわけですから。そういうふうな意味での専門家もお入りいただいて、それこそもう一段、皆さんの言葉で言うと、もう一段豊かな議論にしていく、これをエネルギーとしていくことが、まちの将来、ここに住み続けようとしている人たちの将来にかなっていくんじゃないかということです。分かりますか。私の言っていることはごく普通のことを言っていると思うんですね。

○加島まちづくり担当部長 推進協議会は私のほうの担当なので、私のほうからご答弁させていただきます。

まちづくりのガイドラインをつくって、平成25年ですか、私、そのとき担当していたのでよく分かっているところなんですけれども。ガイドラインにも書いてありますけれども、その状況によって変更というのはありなんだろうなというところなので。

今、小枝委員言われたように、やはり直すべきところは直したほうがいいよというところもあると思いますので、そういったものに関しましては、先ほど課長が答弁したように、推進協議会等に諮りながら改定していくものなのかなというふうに思っております。

また、ヒートアイランドだとか脱炭素のところまで警察通りのガイドラインに組み込むのか、もしくはやっぱり神田地域全体の話なのかということもありますので、そういったものはしっかり、また別途につくる必要があるのかも含めて検討していく必要があるのかなというふうに思っております。そういったものも含めて、この推進協議会にいろいろお諮りして、意見を頂いてまとめてきたというところがありますので、今後もそういった形で、改定をすることであれば、そういったご意見を聞きながらやっていきたいなというふうに考えております。

○小枝委員 そのお答えになってしまうと、協議会という形だけで十分な民意が取れるのかということは確かにあるんじゃないかと。2013年は、まだ参画・協働ガイドラインがありませんでしたからね。その翌年にできたものに基づけば、やはり変えていくときには、パブリックコメントを取るなり、説明会をするなり、考え方の大きな変更については、しっかりとした、公的な、パブリックというにふさわしいものにしないと。何人かだけでそういうことにしましょうというふうなやり方は、今はやってはならないことを、これまでは少しくずぐずとやってきたんじゃないかと。今後に向けてはね、今後に向けては、そういう、ちゃんと、公的な公文書ですからね、決裁を取っている公文書の、コミュニティの中で合意されたものについての変更は、手続を経ないものは、それは公務員としてはや

はりやってはならないというところは自覚していただけるかなと。目を見ると、うん、うんと言っているので、うんと思っているというふうに思えばいいんですけど。

○加島まちづくり担当部長 そのところじゃなくて、ぐずぐずとやってきたというところがちょっとあれだったので、そんなことじゃなくて、しっかりやってきたということで我々としては考えているというところでございます。その当時は、パブリックコメントだとか、制度自体がやらなきゃいけないというところがなかったのでやっていなかったというところがあるんですけども、今後改定するというのであれば、推進協議会そのものの、何でしょう、体制だとか、そういったものも含めて検討する必要もあるのかなというふうには思っていますので、今後そこら辺はいろいろと検討していきたいと。

で、今回、推進協議会を開いた目的は、やはり守る会の方々から要望が出されて、植栽どうするんだというところなので、まずはその部分をしっかり整理して次につながるようにしていきたいといったところなんです。そういうところを踏まえて次の推進協議会どうするかだとか、ガイドラインを根本的に変えるのかだとか、そのときにはちゃんとパブリックコメントしたりだとか、そういったことをもちろんやっていくつもりですので、それはまた次のステップの中でやっていきたいなというふうに考えております。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですね。

ほかに。

○大串副委員長 委員長、ちょっとガイドラインで、関連して。

○嶋崎委員長 関連。副委員長。

○大串副委員長 前段の答弁のところ、ガイドラインの説明があった際だよ、このガイドラインは理想だから、変えてもいいんだと。それは、千代田区の組織としてそういう考えですか。ガイドラインというのは、私はそうじゃないと思う。神田警察通りに縁ある人、区をはじめとして、様々な主体者、ステークホルダーが全部集まって神田警察通りをどう整備していこうかというガイドラインをつくった。平成25年3月。そのガイドラインに基づいて整備しなくちゃいけないんですよ。一番守らなくちゃいけないのは区でしょ。区がつくった、区が決定権を持っているというんだから。そのガイドラインをみんなに説明して、このガイドラインに沿ってやっていきましょうというのが区なのに。区が、これは理想論、理想を書いてあるんだから守らなくてもいいんですよ。そんな認識でいいんですか。まちづくりにおいてガイドラインをつくっているところはたくさんありますよ。その携わった人たちが今の答弁を聞いたら、がっかりするんじゃないですか。どうなんですか。いいんですか、それで。

○加島まちづくり担当部長 別に、まちづくりガイドラインを、何でしょう、レベルを下げるとか、そういうふうにやろうとしていることではなくて、この「はじめに」のところ、「本ガイドラインの内容は、今後、地域の方々との協議やまちづくりの動向をふまえ、必要に応じて発展、改良していくこと」という形を記載しているわけです。そういったものを踏まえて、ガイドラインの変更というものはあり得るというふうにご説明したつもりでございます。

○大串副委員長 どこのガイドラインもそういう一文は記載されています。だけど、変更する際はきちんと手続を取っていますよ。区の一方向的都合で勝手に解釈を変えとか、記述を変えとか、そんなのはあり得ないことですよ。そのガイドラインをつくる際に

様々な人が協議してつくって、それを発展的に、じゃあこれはこう改めなくちゃいけないという段になったら、その都度しっかり諮って、そして周知も図って、まあ、参画と協働のガイドラインに基づくようなパブリックコメントもやらなくちゃいけないよとなっているんだけど。そういったことがね、丁寧にやらなくちゃいけないのに、先ほどの説明だと、区は理想なんだからと。そんな考え方でね、千代田のまちづくりはできませんよ。区民の方とまちづくりは一緒にやらなくちゃできないんですよ。行政が一人でやるものじゃないんですよ。だからガイドラインは大事だし、方針も大事なんですよ。そのぐらいの大切さを持って臨んでくれなければ、まちづくりはできませんよ。だから、私、ガイドラインを何度も取り上げて、この委員会に来た当初から取り上げて、この学術ゾーン、Ⅰ期、Ⅱ期のところは豊かに育ったイチョウを大切にしようという文言も残しながら、絵も残しながら、今も残っていますよ。まちの人は私たちのまちのことだからって検索して調べれば、その絵が出てくるんですよ。ガイドラインを大切にしましょうという動画も作ったじゃないですか。動画によれば、私たちはそのガイドラインに基づいてまちをつくっていきますという動画を作って、説明会のときも流している。その動画には、この学術ゾーンはイチョウを残して保存しますと、そして道路を整備しますと書いてあるんだよ。それを、理想ですから変えてもいいんだ。そんなんでまちづくりができますか。あきれちゃいますよ。僕はね、千代田区、住んでよかったなというまちにしたいんですよ。そのためには、やはりしっかりしたガイドラインをみんなと一緒につくっていかなくちゃいけないですよ。どうなんですか。

○加島まちづくり担当部長 大串副委員長言われるのは、Ⅰ期工事で行われたイチョウ、またⅡ期工事のイチョウのお話、そこら辺がメインなのかなというふうに感じております。確かにⅠ期のイチョウ、共立の前ですか、それはこの、今日お示した協議会の委員の方からも、Ⅰ期工事のイチョウは戦前からシンボリックだったというようなお話もあります。ただし、それ以外の街路樹は、ということとか、やはり戦争のことを忘れてはいけないというようなところで、新しく神田警察通りを造っていこうよ、造り直していこうよという意見もあったということは事実でございます。そういったものを踏まえてガイドラインだとかの改正が必要であるということであれば、今回そういった改定を行わせて、協議会の中にも諮りながら行っていったというところでございます。区が勝手に、ガイドラインをこうだから変えたということではなくて、やはり神田警察通りのまちづくり全般をどういうふうにやっていったらいいんだろうということを考えながら行ってきたということですので、そこら辺はちょっとご理解いただければなというふうに思います。

○大串副委員長 理解できませんよ。千代田区のまちづくり部としては、この協議会に入っている人たちだけにこの10年間、平成25年から今日まで説明をしてきた。ほかの関わるところの沿道の人たちには何も説明してこなかった。そうでしょう。だから、この工事という看板を見て、こういうように住民合意が取れない事態となった。これは区に責任があるんですよ。これまでの、長いこと積み上げてきたというけれども、この協議会だけです。協議会の人たちも一生懸命やってくれている。だから協議会の人たちには責任はない。一番責任があるのは区ですよ。まちづくりの進め方に、今の参画と協働のガイドラインにのっとれば、やってこなかった。これは地域にとっては不幸なことだ。で、今、部長は陽光桜にする。そうしたらそれをやったのが2020年の12月の第17回協議会だ

った。そうしたらそのときに速やかに区議会にも報告し、ガイドラインの変更もそのときやるべきですよ。何で今までやってこなかったのか。誰も見ないんですよと。そうなのか。そうじゃないでしょう。そのガイドラインをもって地域に入って職員の人たちが一人一人みんな説得して合意を得るために回らなくちゃいけなかった。そのぐらいのもですよ。どうですか、もう一回。

○佐藤地域まちづくり課長 今、ちょっと、ガイドラインのお話もございました。このガイドラインの中では、もともと、歩道については6メートルの歩道を整備していこうと。4メートルの歩道と2メートルの自転車道、その中に植栽帯がある、という中で検討してきたというところがございます。で、それをやっていくためには駐車帯を全てなくすと。コインパーキングを全てなくすと。そういった表記になっているというところがございます。ただ、実際に整備をしていく中で、やはり店舗の方、企業の方、荷さばき等々があるという部分がある中で、全体的な駐車帯をなくすのは難しい。現状にそぐわない、ガイドラインと合ってこないという部分がございます。そういったことがございますので、こういった理念は共有しつつも、出来上がってくる到達点は変わってくるものであるといったところが、先ほどちょっと申し上げさせていただいたところがございます。

おっしゃるように、周知の部分が足りないといった部分はしっかりと受け止めさせていただきまして、今後、適切な形、こういった形がいいのかも含めつつ、周知できるような形に努めてまいります。

また、この協議会、協議会だけではなくて、毎回ではございませんが、協議会が終わった後に、この地域、神田公園地域の連合町会長会議に出席させていただいて、まちづくりあるいは道路整備についてのご説明はしてきたというところも、やってきたというところでございます。

○大串副委員長 最後、委員長、すみません。

説明してきたとおっしゃいますけれども、協議会の方にも正しい情報を私は伝えないといけないと思います。それから、連合町会長会議でも説明してきたと言うけれども、その際でもきちんと正しい情報を伝えないといけない。国が定めた2メートルの幅員を取るためには、どうしてもこの街路樹を伐採しなくちゃ駄目ですみたいな、まるで国の2メートルの幅員を取るためにはしょうがないんだ、みたいな説明。これじゃいかんでしょ。国のほうに私、電話して確認したら、そうじゃありませんと。附則に書いてあるでしょと。附則には、やむを得ないときは1.5メートルでもいいんだと書いてある。今まさに千代田区の場合、何十センチですよ、僅か。やむを得ない場合に該当すると思います。そういったところもきちんと説明をして、協議会の方、それから連合町会長会議においても、そういったところも説明しないと、何か2メートルが大原則で、それを守るためにはどうしても切る以外ないんですよ、みたいな説明をしたら、誤ってしまう。正しい情報をきちんと提供しながらやっていってほしいと思います。

それからもう一つ、合理性を担保するためには、専門家、学識経験者の方が協議会に入ってくださいが必要です。今も会長の方に入ってくださいけれども、街路樹の専門家もぜひ協議会に入れるようにしていただいて、何とかな、合意形成、合理的な根拠を持った政策判断が取れるようにしてほしいと思います。

以上です。

○佐藤地域まちづくり課長 様々ご指摘、すみません、ありがとうございます。

最後のその、街路樹の専門家といった部分のお話がありました。以前に陳情審査の中で、専門家のご意見といったところで、4名の専門家の方にお伺いしたというところがございます。また、一方で、協議会の中で、やはりこの街路樹を検討していく中で、街路樹の専門家にちょっと話を聞きたいといったところがございます、専門の方をお招きして、講師としてお招きして、話し合い、検討してきたという部分がございます。

この道路整備自体につきましては、冒頭から申し上げておりますとおり、まちづくりとまちづくりを踏まえた道路整備という部分がございます。やはり地域のシンボルロードとしての整備という部分がございます。一方で、幅員のお話もございますが、やはり幅員の大小ということよりも、将来の神田を考え、そういった中での活かやにぎわい、そういった観点からまさに協議会で検討してきた部分が今日になってきているというところがございますので、副委員長のほうからお話がありました、協議会の中でも丁寧な形で情報の共有化を図り、ご説明をしつつ、今後も進めていきたいと思っておりますので、ぜひともよろしくお願いたします。

○嶋崎委員長 ほかにありますか。

○岩田委員 先ほど、どういう広報をしたのかというところでいろいろ答弁がありましたけども。協議会で説明したと、そういうような話もありますけども。よくほかの委員会のところでも、町会長に説明したとか協議会に説明したとかというふうに、そういう答弁がありますけども。区の皆さんが思っているほど、町会長に話したから、協議会で説明したからといって、それは区民のほうにフィードバックされていないですよ、正直。実際に町会の何かことがあって、じゃあ、町会の役員会がありました。じゃあ、それを区民が、その町会の人たちはみんな知っているかということ、実際は分からない。じゃあ、一々それを町会長のところに聞きに行くのかといったら、行かない。じゃあ、逆に町会長がみんなに説明しに行くのかって、それもできるわけがないんですよ。だから、もうちょっと丁寧な説明をしないと、もう協議会でやったからそれでいいんだというのは、ちょっと間違いです。

何かさっきホームページは掲載したけども紙の媒体の実施はなしとか、高齢者の多いこの千代田区で、うちの母なんかはもう80過ぎていて、メールだってできるかできないかぐらいの感じなのに、ホームページでやりましたから、やったから、やりましたなんていうのは、これはもう、とんでもない話ですよ。それは先ほどもいろいろお話がありました。

ちょっと細かいところも言わせていただきますと、街路樹のことで、よく何かこの木はちょっと倒れそうだからとか、具合がよくないとか、そういう話をよく言いますが、例えばですよ、ありますか、胴吹きとかひこばえって分かりますかね。分かりますか、胴吹きとかひこばえというの。（発言する者あり）はい。というのがあるんですよ。でも、それというのは、強剪定によって、その木に非常に大きな負荷がかかるとそういうのができるわけですね。木にとってよくない。また、深掘りの状態であるような樹木、イチヨウも結構何本もありました。深掘りはもちろんあれですよ、腐りやすくなるということもご存じですよ、ひこばえのことをご存じだったら。だから、それは結局、区のやり方が悪いんですよ。手入れが。恥ずかしいことなんですよ。なのに、木の状態が悪いからというの、それもまたおかしな話です。

あと、沿道整備のときに、何かメリットばかり、これだといいですよ、いいですよと言うんですけど、ちゃんとデメリットも説明してくださいよ。細かい話、例えば細かい話ですよ。すごい細かい。じゃあ、桜がいいですねという話がありました。でも、桜はいいと思います、きれいですねと。ただ、毛虫とかが多いんですよ。それで殺虫剤とかをまかなきゃならないんですよ、みたいな、そういうデメリットもちゃんと話さない。情報をちゃんと出してください。

あとは資料の出し方でも、ちょっと今説明できないですけど、何か参考資料になっていたものがある、その参考資料も、そんな隠すようなものじゃない、単なるパース図なのに、それが参考資料になっている。で、参考資料になっていると傍聴者の方もご覧になれない。それは情報公開請求をやれば取れるんでしょうけど、そこまでして取るかということ、取らない。ちゃんとそういうのを皆さんが分かるようにしていただきたい。というお話を、はい、しましたので、それに対してお答えをお願いします。

○嶋崎委員長 たくさんあったけど、分かったの。

○佐藤地域まちづくり課長 たくさんちょっとご質問を頂いて、あれなんですけども。

今、参考資料という部分のお話がありました、この資料自体は協議会でお配りした資料という部分がございますので、それを直接当委員会の部分での資料ということではなくて、参考資料として添付させていただいたというものでございます。

○須貝基盤整備計画担当課長 街路樹の件について、私のほうからご説明させていただきます。

胴吹きやひこばえ、岩田委員のおっしゃるとおり、強剪定とかそういうものをする、木が苦しんで、それを、さらに活力を出すために、ひこばえだとか胴吹きをするというのはそのとおりでございます。今までの剪定の仕方ということは、確かにご指摘のあるところだと存じますが、神田警察通りという空間の中でイチョウという大きくなる街路樹があって、様々なところから、枝が伸び過ぎて自分の建物に当たっているとか、そういう苦情もある中で、今までそういう維持管理をしてきたところでございます。その辺はご理解いただきたいと存じます。

○嶋崎委員長 はい。

大坂委員。

○大坂委員 るるご意見がたくさん出たと思います。この件に関しては、1か月後ぐらいですかね、また協議会が再度開かれて、そこでいろいろなご意見のすり合わせというのがあるんだろうというふうに思っていますので、またその推移はしっかりと見させていただきたいなというふうに思っています。

また、この案件に関しては当初から陳情も何度もあり、この委員会の中でも様々議論をされてくる中で、賛否、様々な意見があるということも、もう皆さん共通の認識なのかなと思っています。前回ですか、議決した際も、私のほうも討論の中で、引き続きしっかりと丁寧に進めていっていただいた上で賛成をするというふうに述べさせていただきしたので、この次の1か月に向けて、しっかりと対応していただきたいなというふうには思っています。

根本的なところで1点だけ指摘をさせていただきたいんですけども、今日示された資料4の中の2ページ目の下から四つ目のポチのところの意見ですね。ここの真ん中のとこ

ろに、「沿道の人には困っている」という意見があります。ここがやはりそもそもの出発点であり、一番大切なところなのかなというふうに思っています。困っているというところに含まれているところ、部分については、この文章ではイチョウのことが書かれていますけれども、当初この委員会の中でも議論されている中では、歩道が狭いですか、バリアフリーになっていない。そのためになかなか車椅子では通りづらかったりだとか、例えば自転車がどこを走っていいかわからなかったりだとか、そういった様々な困っている方がいるというところが出発点になっていると思っていますので。やはり行政の仕事として、そういう区内で困っている方がいたら、速やかにしっかりとそれは取り除いてあげるのが行政の仕事だと思っていますので、その基本的な考え方のところ、どのように認識をしているのか、最後、お聞かせいただければなと思っています。

○印出井環境まちづくり部長 今、大坂委員からご指摘を頂きました。

大径木化、老木化する樹木、特に落葉樹、イチョウをはじめとした落葉樹、そういった街路樹の課題感、それについては様々沿道整備推進協議会の構成員の方々からも頂いたところがございます。それから、現状で、既に沿道整備推進協議会の周辺の方々が高齢化する中で、そういったバリアフリー等の課題についてのご指摘もございました。それから、落ち葉による冠水についての課題のご指摘もございました。そして、我々は現実のそういった課題の解決はもとより、これから先、より歩道と車道の間区分、人優先にしていかなければいけないというようなまちづくりの考え方、そしてさらに、千代田区では緩やかでありますけれども、東京全体、我が国全体として高齢化が進むというような長期的なことも考える必要があるかと思えます。

それから、今、私たちは現状の大径木化しつつあるイチョウ等を見えていますけれども、これから20年、30年、50年先、イチョウは100年、1000年というようなご指摘もございました。そういった将来を考えたときに、どういう形で道路整備をしていくべきか、まちづくりをしていくべきかということも併せてございます。現状の各地域から頂いている課題、問題点をしっかり受け止めつつも、将来のことも考えながら整備していきたいというふうに考えてございます。

○嶋崎委員長 いいですか。

小枝委員。

○小枝委員 今の答弁に関連してなんですけれども、明大通りの協議の過程の中では、障害者にとって、車椅子にとってという考え方で、プラタナスを切りましょうという話に対して、障害者の共助会の方で車椅子に乗られている方が陳情を出されて。そして協議の場にも参加をされ、車椅子で動いていれば、やはり木陰というものが真夏の通院にもえみふるに行くにも非常に重要なんだという複眼的な視点から、実際に当事者がそういうことをおっしゃって。立ち止まり、伐採をしなかったということの学びが、同じ環境まちづくり部の中でなされているにもかかわらず、全く頭の中から消し去られるような答弁をここでまたするということは、それは環境まちづくり部長としてどうなんだと。その経験は捨ててしまったのかということも、どうしても思いが部長は強過ぎるんですね。

そこは、どうなんですか。明大通りの経験、教訓を踏まえれば、そうした本当に苦しい、体も体調も悪い中で会議に一生懸命参加して、それも大きな影響を与えたと思います。そういうことがやはり人中心、弱い人も含めた高齢化社会に優しいまちづくりということで

明大は進んできたわけですから、そのところの矛盾を来すような答弁をそのままにするわけにはいかないのです。会議体のつくり方も、拡大協議会のつくり方も、そこをちゃんと踏まえてやらないと、また大変なことになりますので、答弁ください。

○加島まちづくり担当部長 会議体のつくり方ということですので、私のほうから答弁をさせていただきます。

再三担当課長からも私からもお話ししているように、次回、この沿道整備推進協議会をもう少し発展した形で、いろいろな方の意見をお聞きしたいというふうに考えております。その中で、これからこういった形でお招きするかということは、まだこれから守る会さんとも打合せしながらやっていきたいなと思うんですけども、そういった中で、例えば車椅子の方、障害のある方だとかの意見も聴取できればいいかなというふうに思っております。

今回、今日、陳情の審査ということですので、陳情書を見させていただくと、守る会並びに住民側との意見交換並び双方の妥協点を模索しつつということなので、この、そういった形で、次回こういった形をちゃんとしっかりできるようにするのが、区の今の役目なのかなというふうに思っていますので。明大通りのほうもいろいろあったんでしょうけれども、今回、神田警察通りに関しましては、この陳情書に書かれているような双方の妥協点を模索するようなところをしっかりと詰めていきたいなと、まちづくりのほうとしてはそういうふうに考えているところでございます。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

○小枝委員 はい。

○嶋崎委員長 それでは、どうしましょう。この陳情ですけども、取扱いでありますけれども、もう一回協議会が開催されると、こういうことであれば、継続というお声がありますけれども、継続でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、この陳情に関しては継続とさせていただきます。

私から幾つか執行機関のほうに申し入れたいと思います。

先ほど桜井委員からもお話があったように、議案としてしっかりと通していること。これは我々区民代表として、今までの協議会を含めていろんな意見があったことも理解しつつ、そこはしっかりと押さえておいていただきたい。これはさっき桜井委員がおっしゃったとおりであります。

それと、何回も何回もこのことについては陳情が出され、そのときに、議会としては、しっかりと地域住民の声を聞いてくれと、こういうことを申し伝えつつ、陳情を、それぞれの陳情者に議事録をもってお返しをしてあります。そこら辺も踏まえて、もう何度も繰り返しているわけですから、そこは執行機関として、最終的には執行権としてのご判断があるんでしょうけれども、そこは慎重にも慎重を期して、しっかりと地域のためになるような計画にしていきたい。このことは私のほうから申し伝えさせていただきます。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、この案件は終わります。

【中略】

○嶋崎委員長 3番目、日程3、その他であります。委員の皆さんから何かありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

岩田委員。

○岩田委員 今日の委員会の冒頭の神田警察通りの整備のところ、私、町会長も協議会も区が思っているほど情報がフィードバックできていないという発言がありましたが、まるで、それじゃあ仕事をしていないようではないかというふうを感じる場合もあるというようご指摘を頂戴いたしましたので、ここで補足、訂正をさせていただきます。

私の発言の意図といたしましては、広報をする、区が広報をするに当たり、伝達を町会長や協議会任せにするべきではなく、ちゃんと最後まで責任を持ちなさいよというところにその意図があるということを、補足、説明させていただきました。

以上です。

○嶋崎委員長 はい。承知しました。

いいよね、書記さん。はい。

ほかの委員の方、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕